

資料 4

「広陵町第2期地域福祉計画」（案）について、パブリックコメントを実施いたしました。貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきありがとうございました。寄せられましたご意見・ご提案とこれに対する町の考え方について、次のとおりお示しします。

ご意見の取り扱い

- | | |
|------------------------------|----|
| ①反映・・・ご意見を踏まえ、案を修正したもの | 1件 |
| ②補足・・・ご意見に対して町の考え方で補足説明をするもの | 2件 |
| ③参考・・・今後の取り組みの参考とさせていただくもの | 4件 |

パブリックコメントに対する意見と回答一覧

意見番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い	担当課
1	49, 61, 82ページ 第4章 施策の展開	5年間の目標値、ほぼ住民アンケートの数値を取っています。 P49、ボランティア団体の数とか、サロンの数とか（29→40カ所）通いの場、29→40カ所 とかというようにアンケート集計のものでなく、実数の指標で表すことにより、目標をより明確化できると考えます。ぜひ採用願います。	地域福祉計画は、誰もが住み慣れた家庭や地域でいつまでも安心していきいきと暮らしていけるまちづくりを進めていくための計画であり、福祉に関する部門別計画の上位計画です。そのため各事業の成果については、各種団体数等数値の増減だけで図れるものではない事業が多いため、地域福祉計画の5年間の目標値を住民の気持ちや行動の変化を指標とし、住民アンケート調査の数値で設定しております。 なお、ご指摘いただいた具体的な事業に対する目標値については、各部門別計画の中で検討しております。	②	社会福祉課
2	54, 55ページ 第4章 施策の展開 基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる (3) 支え合い・見守り体制の充実	生活支援体制整備事業は、町社協だけでなく、町自身も積極的に関与し、地域住民ともに推進することが必要と考えます。 「広陵ささえ愛」が既に立ち上がっており、そのネットワークを図り、第一層あるいは第二層で、例えば、買い物支援を地域ぐるみでしていくなど、具体的な取組を推進していく、といったことを記述していくべきと考えます。	生活支援体制整備事業は、介護保険法の地域支援事業に位置づけられるものであり、生活支援コーディネーターと協議体を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を推進する事業の総称です。 ご指摘について、「広陵ささえ愛」（協議体）は、行政主体ではなく、住民主体の活動であり、具体的な活動は今後協議体で決定され進めていく予定であるため、掲載しておりません。	③	介護福祉課 社会福祉課

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い	担当課
3	57ページ 第2章 地域福祉を取り巻く状況 6. その他 地域活動に関する状況 (2) 地域福祉委員	地域福祉委員の活動状況、内容が分かりにくいです。少し具体的な活動実情、実際の取組を記述されたら良いと考えます。 また、民生委員との違い、役割分担などを明らかにしていただければわかりやすいと思います。地域福祉委員の配置に、偏りがあると聞いています。町内にもう少し広げて、増員配置をするなどをしていけばよいのではと考えます。	地域福祉委員は、いち住民の立場として活動し、社会福祉協議会から委嘱された方です。広陵町では、地域の民生委員からの推薦を受け、広陵町社会福祉協議会で委嘱されます。ご指摘いただいた委員の内容については、以下のように表記を修正いたします。委員の取組等については、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」で掲載されていますので、掲載いたしません。 (2) 地域福祉委員 「地域福祉委員は、広陵町社会福祉協議会から委嘱され、自治会や区内での福祉の問題・要望を把握し、民生委員・児童委員と連携しながら、助け合い活動を展開して、地域住民と共に「福祉のまちづくり」を広げていく地域福祉の推進役です。」 →「地域福祉委員は、広陵町社会福祉協議会から委嘱され、自治会や区内での福祉の問題（困りごと）への見守りや声かけ、相談対応しながら早期発見する「地域のアンテナ」役です。支援を必要とする方に対して近所の良き相談相手になるとともに、地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携しながら、近隣住民に働きかけ、発見した困りごとの解決に向けて共に取り組み、「福祉のまちづくり」を進めていく地域福祉の推進役です。」	①	社会福祉課
4	72ページ 第4章 施策の展開 基本目標2 安心して暮らせる仕組みをつくる (4) 災害時の連携の強化	避難支援体制の充実 個別避難計画作成に努める 上位計画である、町第5次総合計画、P76では、NO13 R2、基準43. 8→R7、目標100と明記。 本計画においても、策定率、目標値100を規定するのが良い。	個別避難計画とは、高齢者や障がい者など災害発生時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が、円滑かつ迅速に避難できるよう支援するために作成する一人ひとりの状況に合わせた避難計画です。その作成については、第5次総合計画において、完成割合100%を目標としております。この目標値は国の方からも明示されており、担当課で連携しながら現在取り組んでおります。ご指摘については、上位計画である第5次総合計画にすでに表記されているため、本計画には掲載いたしません。	②	社会福祉課 介護福祉課 安全安心課
5		町社会福祉協議会が策定する福祉の行動、活動計画との関わりについて 本計画は、大半の部分で町社協との連携、協力した取組が必要です。本計画がより実効性を保てるように、町社協ともうすこしいねいに本文に書き加えていただきますようよろしくお願いします。	ご指摘のとおり、本計画の目的を達成するためには、地域福祉活動への住民の参加とともに、計画の各分野で社会福祉協議会が担う役割が大きくなっているため、広陵町社会福祉協議会と相互に連携・協力しながら取り組んでいく必要があると考えています。そのことについては、主に本計画59ページ「第4章 施策の展開 基本目標1 地域で支え合う仕組みをつくる」の中の「(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化」と、108ページ「第5章 計画推進のために」の中の「3. 社会福祉協議会との連携」に掲載しております。	③	社会福祉課
6		「意見を作った」、で、ことは終わりではありません。この計画が、年度ごとに進んでいるか、など進行管理が重要であると思います。年度ごとの数値、状況を確認するなど、効果や検証をしっかりと、よろしくお願い致します。 前計画においては、年度中に一度も委員会が開かれていない年があったと聞いています。	第1期計画策定以降、計画の進捗管理については年1回、策定委員会による検証する場を設ける予定でした。しかし、令和2年度からは新型コロナウイルス感染防止のため、会議の場を設けることができませんでした。 (令和3年度のみ延期開催しております。) 本計画109ページ「4. 計画の進行管理、点検・見直し」にあるとおり、計画の進捗管理は必要なことであると考えておりますので、来年度以降も年1回、策定委員会による検証の場を設ける予定です。	③	社会福祉課

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見・ご提案等	町の考え方	取扱い	担当課
7		<p>その他意見 パブコメ期間、10日は、短いと思います。 通常、県や他の市町村では、おおむね4週間から3週間。 今回の期間は、あまりにも短い。短くする理由があるなら、その理由を記載するべきでは。</p>	<p>パブリックコメントの期間が短く、ご迷惑をおかけしました。 本町では自治基本条例の規定によりパブリックコメントを実施しておりますが、現在、実施方法や期間など統一した方針を作成中です。今後も町民の方から広い意見や提案を求めるよう努めてまいります。</p>	③	社会福祉課